

2025 年度後期分授業料の月割分納について

本学の学部及び大学院の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く）で、特別の事情があると認められる者については、申請により、授業料の月割分納が許可される制度があります。

月割分納の額は、授業料年額の 12 分の 1 に相当する額とし、前期及び後期ごとに申請する必要があります。

2025 年度後期分授業料の月割分納の希望者は、下記により申請手続きを行ってください。

記

1. 願書提出期限

10月8日（水）～10月10日（金） 午前10時～午後4時30分
（※午後1時～午後2時を除く）

2. 願書入手方法

大学 HP から各自でダウンロードしてください。なお、ダウンロードできない場合は、学生生活課学生支援係までお問い合わせください。

※掲載場所：大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除
(<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>)



3. 出願場所

大学会館 3 階 小集会室

※ 提出期間中は、会場で授業料免除及び徴収猶予の申請受付が行われていますが、会場内に設置されている**月割分納願書の提出用 BOX**に提出してください。

※ 郵送で提出される場合は、学生生活課学生支援係宛てにご送付ください。

4. 選考結果

10月下旬から11月上旬頃までに通知します。

5. 納付金額及び納付期限

月割分納の額は、授業料年額の 12 分の 1 に相当する額とします。

月割分納が許可された場合の納付期限は、毎月末日になります。

※ただし、休業期間中の授業料は、本学の授業料免除等に関する規程等により休業期間開始前が納付期限となります（3月に卒業または修了を予定している場合は、特に注意してください）。

6. 注意事項

○授業料免除及び徴収猶予制度との併願はできません。

○2025 年度後期分授業料をすでに納付した場合は出願できません。